

入札書及び委任状について

- 1 入札参加者は、入札書を入札の場所に直接持参すること。
- 2 代理人による入札を行う場合は、本人の委任状を持参すること。
- 3 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- 4 入札参加者は、入札書と同時に見積書も持参すること。